

令和8年度外国人材のための「かごしま」理解促進動画作成業務委託
企画提案仕様書

1 業務名

令和8年度外国人材のための「かごしま」理解促進動画作成業務委託

2 業務の目的・趣旨

外国人材の安定的な受入れや定着を図るためには、県内の企業等での受入れが決まり、今後來鹿する予定となっている外国人材に対して、本県で生活し、働くことへの不安を解消する取組が必要である。

こうした中、外国人材の来日前のイメージと来日後の現実との違い（リアルギャップ）を理由とした県外流出を防ぐため、本県で就労予定の来日前の外国人材に対し、本県の暮らしの魅力や実情を伝えるための動画を作成する。

3 委託業務内容及び企画提案に係る留意事項等

作成に当たっては、以下の条件を踏まえること。

また、詳細は、事前に委託者と受託者で協議の上、決定する。

(1) 動画の内容

ア 本県で就労予定の来日前の外国人材をターゲットとし、本県の概要や魅力、実情並びに鹿児島県内の4地域（大隅地域を除く鹿児島県本土、大隅、熊毛、大島）（以下、「県内4地域」という。）における地域ごとの暮らしの魅力や実情を伝える内容にすること。

イ 本県の魅力（食べ物や美しい自然等）だけでなく、本県並びに県内4地域の受入環境の実情（交通インフラや地域特有の方言等）なども含め、リアルギャップ（来日前のイメージと来日後の現実との違い）を低減できるような内容とすること。

ウ 動画は、県全体版並びに県内4地域ごとにそれぞれ作成することとし、以下の内容を映像や音声に盛り込むこと。

(ア) 県全体版

- a 日本国内における本県の位置、主要都市からのアクセス方法、ターゲットとなる外国人材の母国から主要都市経由での鹿児島までの所要時間
- b 本県の魅力（特産品、名所、気候、風土、歴史、文化、食習慣、祭り等）
- c 本県の実情（交通インフラ、地域特有の方言等）

(イ) 県内4地域版

- a 県内4地域の概要（位置、特色等）
- b 県内4地域の魅力（特産品、名所等）
- c 県内4地域の実情（交通インフラ、地域特有の方言等）
- d 県内4地域で働いている外国人材へのインタビュー

※ インタビューの項目や内容は、受託者が作成の上、委託者と協議すること。

(2) 動画の言語

ア 英語版（フィリピン人材向け）

県全体の概要を伝える動画並びに県内4地域ごとに、地域の魅力や特色、実情を伝える動画を各1本以上作成すること。

イ ヒンディー語版（インド人材向け）

県全体の概要を伝える動画並びに県内4地域ごとに、地域の魅力や特色、実情を伝える動画を各1本以上作成すること。

(3) 動画の撮影

ア 撮影場所は鹿児島県内とする。

イ 上記(1)ウ（エ）に記載の働いている外国人材へのインタビューは、委託者にて外国人材を選定し、当該外国人材が働いている県内4地域の事業所等現地を訪問し実施すること（1地域につき、最大2事業所を想定）。

ウ インタビュー撮影日は、委託者において該当事業所等と受託者の都合を確認し決定するものとする。

エ 県全体の概要を伝える動画並びに県内4地域の概要や魅力、実情に係る動画については、当該委託業務で撮影した映像のほか、受託者が保有している映像や音声、音楽等を併用することも可とする。

(4) 動画の仕様

ア 縦横比：縦：横＝9：16（横型）

イ 長さ：県全体の概要を伝える動画は3～5分程度、県内4地域に係る各動画の長さは5～8分程度とすること。

なお、動画の内容に応じて、各地域の動画をそれぞれ2本以上作成することも可とする。

（例）大隅地域の概要、魅力、実情の動画（5分）と大隅地域で働いている外国人材へのインタビュー動画（3分）をそれぞれ作成（※その他の地域も同様に2種ずつ作成）

ウ 音：音声、音楽などを効果的に挿入すること。

エ 著作権：BGM等の音源、映像及び画像素材は、著作権の問題がないものを使用すること。著作権の問題がないことを条件として、受託者が既に保有しているデータを使用することも可とする。

オ 音声：日本語

カ 字幕：日本語及び英語又はヒンディー語の字幕を挿入すること。翻訳は受託者側で行い、Google翻訳やAI翻訳等では行わないこと。

キ 閲覧形式：パソコンやスマートフォン等で視聴可能な形式で作成すること。

4 成果品の納品

(1) 英語版（県内4地域ごとに各1本以上及び県全体1本以上、計5本以上）及びヒンディー語版（県内4地域ごとに各1本以上及び県全体1本以上、計5本以上）の動画（wmv、mp4等）を納品すること。

- (2) 動画作成に使用した各素材の動画（wmv、mp4 等、編集可能な形式）を納品すること。

なお、各素材の動画の納品数等については、事前に委託者と協議すること。

- (3) 県全体の概要を伝える動画及び4地域のうち少なくとも1地域の動画については、令和8年8月18日（火）までに納品すること。それ以外の動画についても、令和8年9月18日（金）を目途に納品すること。

5 著作権及び二次使用

- (1) 成果品に対する著作権その他の権利は原則として委託者に帰属するものとする。
- (2) 成果品に掲載された写真、動画、イラスト・図等のデータ及び受託者が作成のために撮影したものについては、委託者が外国人材に対して、本県の暮らしの魅力や実情を伝えるためのプレゼンテーション等で活用することから、委託者に無償譲渡すること。

また、委託者は原則として当該データを二次使用することができるものとする。

6 情報セキュリティ対策

(1) メール送信に関するセキュリティ対策

メール送信における情報流出を防止するため、受託業務におけるメール送信においては、以下に示す適切な措置を実施し、後日確認できるよう記録すること。

また、県が求めた場合は、実施している措置の内容及び記録を書面で提出すること。

ア 利用しているメールシステムで誤送信防止機能（上長承認・送信遅延・警告示等）の利用が可能な場合は、有効化すること。

イ 個人情報（個人のメールアドレスを含む）を取り扱う業務の場合にあって、誤送信防止機能を利用できない場合は、通常のメール送信時の情報セキュリティ対策に加えて対策を定め、書面で県に提出すること。

ウ 送信前に、宛先、原則 CC を使用していないこと、BCC 欄を使用していること及び添付ファイルの内容の二重確認（ダブルチェック）を実施すること。

エ 個人情報を含む添付ファイルの暗号化又はパスワード保護すること。

オ 上記を含む受託者におけるメール送信手順書を作成し備えること。

(2) 郵送・FAX送信に関するセキュリティ対策

郵送・FAX送信における情報流出を防止するため、受託業務における郵送・FAX送信においては、以下に示す適切な措置を実施し、後日確認できるよう記録すること。

また、県が求めた場合は、実施している措置の内容及び記録を書面で提出すること。

ア 送付先の宛名、住所（FAXの場合は、FAX番号）、送付物の内容を二重確認（ダブルチェック）すること。

イ また、送付物に宛名、住所が表示される場合は、窓付き封筒の宛名、住所として使用できるよう送付物のレイアウト等を工夫すること。

ウ 個人情報を郵送する場合は、必要に応じ追跡可能な郵送手段を利用すること。

エ F A Xを送信する場合は、F A X送信機に登録された番号を使用し、手入力しないこと。

オ また、F A X送信時は、テスト送信の上、送信先に到着確認をし、F A X番号に誤りがないことを確認した後、送信すること。

カ 上記を含む受託者における郵送・F A X送信手順書を作成し備えること。

(3) 職員に関するセキュリティ対策

受託者は、本業務に従事する職員全員に対し、情報セキュリティ対策を含む、業務実施に必要な知識及び技能を習得させるため、事前研修及び定期的な研修を実施し、後日確認できるよう記録すること。

また、県が求めた場合は、研修の内容及び記録を書面で提出すること。

なお、研修の内容には、以下を必ず含むこと。

ア 個人情報保護及び情報セキュリティに関する事項

イ 情報流出防止対策

7 履行期限

令和8年10月30日（金）

8 留意事項

(1) 委託者は必要に応じ、受託者に対し業務の進捗状況に関する報告を求めることができる。

(2) 本業務に関することは、本仕様書による他、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、委託者及び受託者双方合意の上、決定する。

(3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定める。